

建設副産物技術講習会

電子マニフェストで書類簡素化しよう

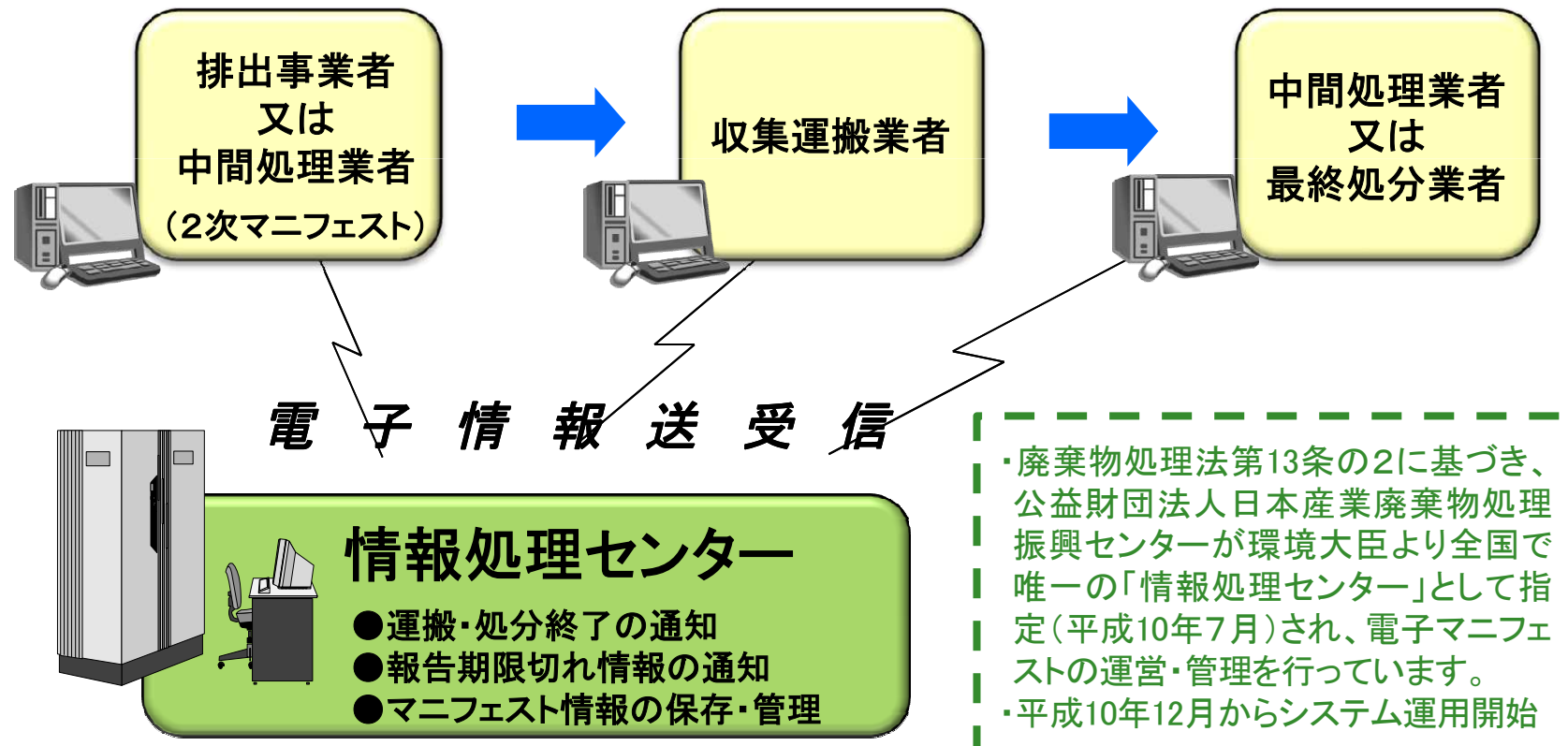


公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

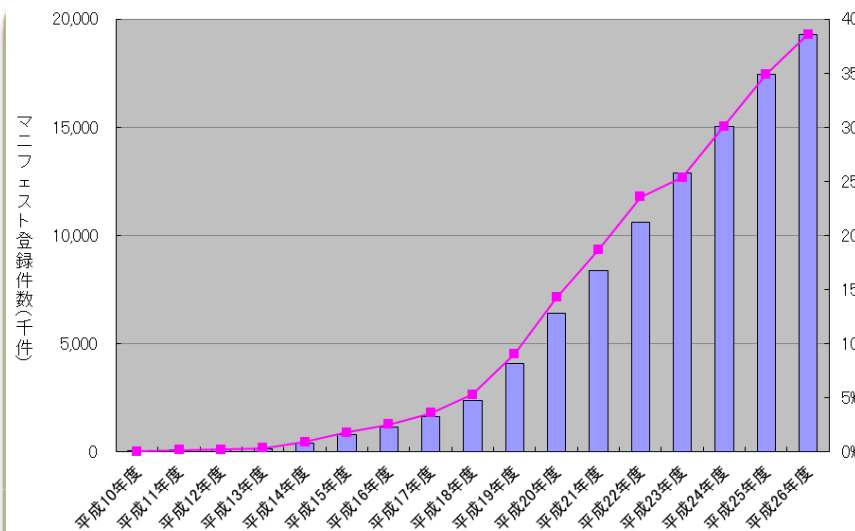
電子マニフェストとは…

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の
三者の加入が必要



電子 manifests の普及状況（平成26年度 全国）



電子 manifests 登録件数
1,930万件

利用割合 **約40%**

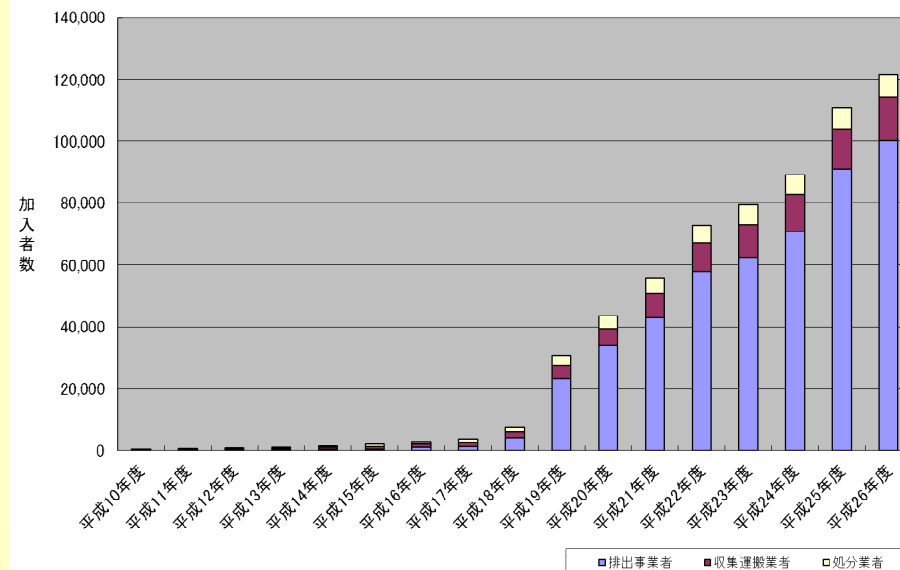
電子 manifests 加入者数

121,745事業所

排出事業者 100,137 事業所

収集運搬業者 14,210 事業所

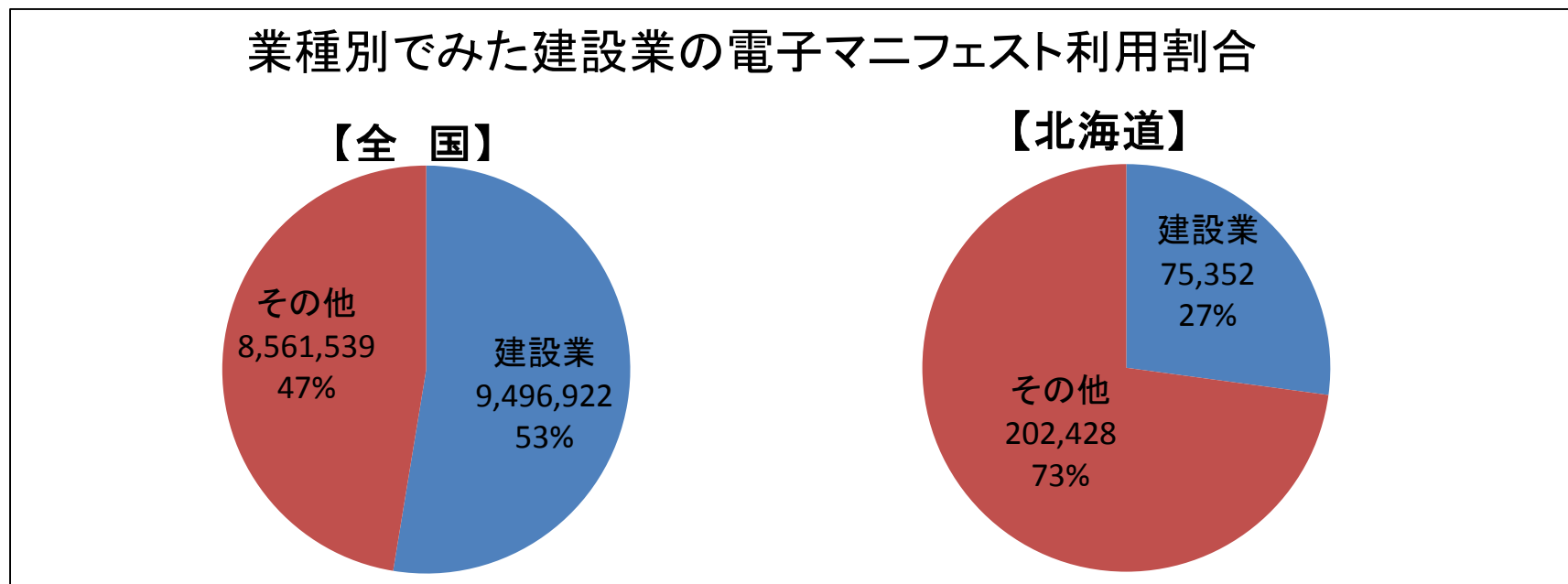
処分業者 7,398 事業所



北海道内での普及状況（平成26年度）

北海道での電子マニフェスト利用率（紙マニフェストと電子マニフェストの件数の比率）は平成26年度で17.8%と試算されており、全国平均の40%に比して低い結果となっています。

また、北海道内での電子マニフェスト利用件数のうち、建設業の利用件数の割合は27.1%であり、全国平均の52.6%に比して低い結果となっています。

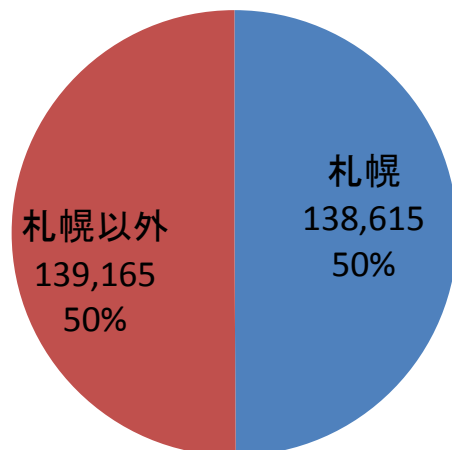


北海道における札幌市内の位置づけ（平成26年度）

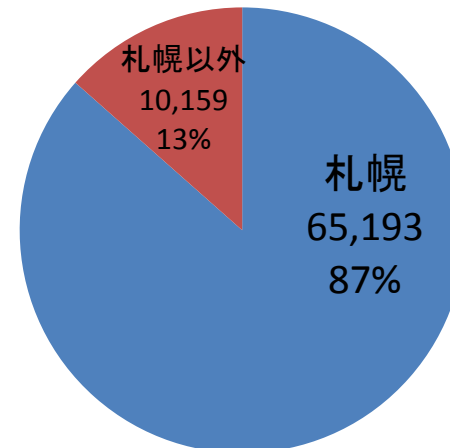
北海道で平成26年度に使用された電子 manifests の件数の約半分は札幌市内が排出事業場となっているものです。北海道での電子 manifests の普及は札幌が中心であることが分かります。

また、建設業に限ってみると、北海道内で使用された電子 manifests のうち、約87%は札幌市内の排出事業所（工事現場）になっており、札幌への集中がより顕著です。

北海道内全業種における
電子 manifests の利用実績



北海道内の建設業における
電子 manifests の利用実績



北海道内及び札幌市内での加入状況（平成26年度末）

北海道内に本拠を置く加入者数(事業所数)は下記のとおりです。

□ 北海道内に本拠を置く加入者数は 3,650事業所（都道府県別で全国10位）

【内訳】排出事業者 3,077 事業所（そのうち建設業者は105事業所）

収集運搬業者 344 事業所

処分業者 229 事業所

□ 札幌市内に本拠を置く加入者数は1,562事業所

【内訳】排出事業者 1,401事業所（そのうち建設業者は55事業所）

収集運搬業者 104事業所

処分業者 57事業所

加入者の約半数は札幌市内。

ただし、建設業の加入者数は55事業所で3～4%程度にとどまる（歯医者、病院が多い）。

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストは、電子化のメリットである「**情報共有**」と「**情報伝達の効率化**」を活用して、情報管理の合理化を推進し、以下のメリットがあります。

<導入のメリット>

- (1) 事務処理の効率化され、事務処理に係るコストを削減できる。
- (2) 紙マニフェストに比べてコンプライアンスを徹底しやすい。
- (3) データとして保存されるので離れた場所でも確認でき、また集計等に利用しやすい。

(1) 排出事業者（元請け）のメリットと料金

- ①紙マニフェストを手書きするよりも簡単にマニフェスト発行
- ②マニフェストの保存が不要で5年分をいつでも確認可能。紛失の心配も無い
- ③処理状況の確認も容易で、確認忘れ防止の警告機能もあり
- ④産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ⑤公共工事等の廃棄物処理実績確認もデータで納品できる
- ⑥上記メリットから、事務処理費用が削減されコスト的にも有利になる

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)
基本料（年額）	25,960円	2,160円	—
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	66件までは無料 67件から 32.4円	32.4円
メリットがある 年間登録件数	1,200件以上	1件～1,199件まで	30社以上の団体で加入 することで基本料無し

マニフェスト情報の照会一覧から 処理終了報告が簡単に確認可能

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1 ページ 500件 表示 (合計件数: 9 件)

照会結果一覧

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録		70000895278	●						2011/12/02	廃プラスチック類
2	<input type="checkbox"/>	登録	間近	70000895289	●	●					2011/12/02	廃プラスチック類
3	<input type="checkbox"/>	登録		70000895290	●	●	●				2011/12/02	廃プラスチック類
4	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000898057							2011/06/01	廃プラスチック類
5	<input type="checkbox"/>	登録		70000900792		●	●				2012/02/21	特定産業廃棄物
6	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000900848	●	●					2012/02/21	シュレッダーダスト
7	<input type="checkbox"/>	登録		70000911165	●	●	●				2012/04/10	廃プラスチック類
8	<input type="checkbox"/>	登録		70000916867	●						2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)
9	<input type="checkbox"/>	登録		70000916878							2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)

戻る

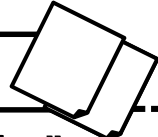
受渡確認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目(402項目) CSV保存

▲ ページトップ

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

紙マニフェスト利用者



排出事業者は事業場ごとに産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)交付等に関する報告書(様式8号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出しなければなりません。

電子マニフェスト利用者



電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間に登録したマニフェスト情報について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第8項)

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明

廃棄物の種類ごとに数量を計算する
ときも、紙マニフェストでは一つ一つ
足し算するのが大変

もともと電子データで数量も登録さ
れているので足し算も表計算ソフト
にお任せ



建設混合廃棄物が
 $6.5t + 4.8t + 2.9t \dots$



The screenshot shows an Excel spreadsheet with the following data:

	A	B	C	G	H
1	マニフェスト番号	排出事業者の加入者番号	廃棄物の種類(名称)	受入量【処分報告】	受入量の単位(名称)【処分報告】
2	12551700067	1101124	廃プラスチック	0.25	t
3	12551700089	1101124	建設混合廃棄物	1.88	t
4	12551700090	1101124	汚泥	4.23	t
5	12551700102	1101124	建設混合廃棄物	2.58	t
6	12551891653	1101124	建設混合廃棄物	1.36	t
7	12551891664	1101124	建設混合廃棄物	0.99	t
8	12551891675	1101124	金属くず	1.88	t
9	12551891721	1101124	建設混合廃棄物	3.02	t
10	12551891732	1101124	建設混合廃棄物	1.22	t
11	12551891923	1101124	汚泥	5.01	t
12	12551891934	1101124	廃プラスチック	0.89	t
13	12551891945	1101124	建設混合廃棄物	1.58	t
14	12551892014	1101124	建設混合廃棄物	2.36	t
15	12551892025	1101124	汚泥	5.15	t
16	12551892036	1101124	建設混合廃棄物	1.25	t
17	12551892070	1101124	建設混合廃棄物	1.88	t
18	12551892700	1101124	金属くず	2.55	t
19	12551892711	1101124	建設混合廃棄物	3.25	t
20					
21			廃プラスチック	1.14	
22			建設混合廃棄物	21.37	
23			汚泥	14.39	
24			金属くず	=SUMIF(C2:C19,C24,G2:G19)	
25					
26					

公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明

- ・登録したマニフェスト情報を情報処理センターが抽出し、電子媒体(CD-R)に収録して提供するサービス。
- ・電子媒体に証明シールを貼付するとともに、収録した内容を記載した書面を添付し、データの改ざん防止。

<主な用途>

- ・公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明
- ・社内の定期的なマニフェストの集計管理

<利用手数料>

郵送料込みで3,500円(税込3,780円)



(1) 道路工事での具体例

〇〇自動車道△△IC～□□IC間 舗装補修工事

ある道路会社が、1年間で3,282件のマニフェスト登録した工事

コスト比較の例 1年間で3,282枚のマニフェストを交付した工事

○電子マニフェスト(A料金:年間1,200件以上マニフェストを利用する加入形態)

25,920円(年額基本料) + 10.8円 × 3,282 = 61,365円

○紙マニフェスト 25円 × 3,282 = 82,050円

☆ 単純にマニフェスト料金を比較しただけでも電子マニフェストの方が約20,000円安い。

集計の容易性、産業廃棄物管理票交付等状況報告作成に係るコストを考えるとさらに有利になる。

(2) 処理業者（収集運搬業者・処分業者）の メリットと料金

- ①処理終了報告が簡単にできる
- ②マニフェストの保存が不要で紛失の心配も無い
- ③処理終了報告を郵送する経費を削減
- ④ダウンロードしたマニフェスト情報から帳簿、報告書を作成できる。

料金区分	収集運搬業者	処分業者 ※1		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)	
			A料金	B料金
基本料※2 (年額)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報 1件につき)	—	—	10.8円	66件までは無料 67件から32.4円

(2) 道路工事での具体例

〇〇自動車道△△IC～□□IC間 舗装補修工事

ある処分業者が、1年間で2,081件のマニフェストを終了報告する場合

コスト比較の例 1年間で2,081件の処分終了報告をする処分業者の場合

○電子マニフェスト

12,960円のみ(年額基本料) 終了報告には料金がかからない。

○紙マニフェスト

週に1回、処分終了報告をまとめて報告すると、1回約80枚の終了報告を排出事業者に送付することとなる。(約160g 郵送料250円)。

50週 × 250円 = 12,500円

☆ 複数の排出事業者とやり取りする場合、電子マニフェストはこれ以上料金はかからないが、紙マニフェストは送付先が増える分郵送料の負担が増える。

(3) 発注者のメリット

- ①廃棄物の処理実績確認をデータで行うことができる
- ②マニフェストの改ざん等の心配が少ない

- ◆ 電子マニフェストの情報は建設副産物の流れを迅速に把握することにも役立つため、国交省でも電子マニフェストデータの有効活用を検討している。
- ◆ 建設リサイクル推進計画2014において、取り組むべき施策として「建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、民間も含めた受発注者と連携して電子マニフェストの普及を促進すること」と記載されている。
- ◆ 静岡県では平成21年10月以降に契約する静岡県交通基盤部が発注する工事について、原則的に電子マニフェストの使用を義務付けている。
- ◆ 環境省の「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ(平成25年10月7日)」では、普及促進策として「公共工事における利用促進」を挙げている。

(4) 自治体（監視・指導）のメリット

- ①紙マニフェストに比して利用者が法令遵守しやすい
- ②産業廃棄物管理票交付等状況報告書集計の合理化
- ③不適正処理の原因者究明の迅速化

- ◆ 紙マニフェストの交付等状況報告が自治体に提出されると、集計のために多額のコストと時間がかかるが、電子マニフェストの場合は前年度分のマニフェスト登録状況を当年度6月にはデータで把握することができるため、集計のコストが削減できるだけでなく、迅速な政策決定に資する。
- ◆ 自治体が立入検査をする際に「マニフェストを紛失した」という言い逃れができないため、不適正処理の原因者究明が迅速に行える。
- ◆ オンラインでマニフェスト情報の報告徴収が行えるため、監視指導をやりやすい。

運用における留意点

「宅配便」で配送伝票の情報を電子化するのと同様、電子マニフェストにおいても、紙の伝票が活用されています。

以下の役割・用途で伝票(書面)が利用されています。

- ① **廃棄物の受渡し確認の記録として役割**
 - ・ 廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面
- ② **収集運搬業者が運搬時に携帯する書面として役割**
 - ・ 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
 - ・ 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面(電子情報でも可)
- ③ **マニフェスト登録・処理終了報告の入力原票としての役割**
 - ・ パソコンに情報を入力する際の作業用伝票

- この受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する伝票ではないため、保存義務等はなく、通常はマニフェスト登録等すれば、不要となります。
- この受渡確認票は、②の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多い。
- 受渡確認票(伝票)は電子マニフェストシステムからも印刷できます。

【独自の受渡確認票の例1】

受渡確認票							
引渡し日		引渡担当者		入力担当者			
マニフェスト番号	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3				
排出事業者	〒						
	電話番号	FAX					
店舗名称 (排出事業場)	〒						
排出現場コード	電話番号	FAX					
収集運搬業者							
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法
汚泥		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃油		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃プラスチック類		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
紙くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
ガラス・コンクリート・陶磁 器くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
安定型混合廃棄物		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃電気機械器具		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
処分業者							
備考							

【独自の受渡確認票の例2（3連）】

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (排出事業者)											
連絡番号 ①	②		③			品目・名称	品目・名称	荷姿	数量	単位	
引渡し日	引渡し担当者						1	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
排出事業者	氏名又は名称		電話番号				2	袋 コンテナ		kg m3	個 台
排出事業場	名称		電話番号				3	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
収集運搬業者	氏名又は名称		電話番号				4	袋 コンテナ		kg m3	個 台
処分事業場	氏名又は名称		電話番号			5	バラ ドラム缶		kg m3	個 台	
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (収集運搬業者)											
連絡番号 ①	②		③			品目・名称	品目・名称	荷姿	数量	単位	
引渡し日	引渡し担当者						1	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
排出事業者	氏名又は名称		電話番号				2	袋 コンテナ		kg m3	個 台
排出事業場	名称		電話番号				3	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
収集運搬業者	氏名又は名称		電話番号				4	袋 コンテナ		kg m3	個 台
処分事業場	氏名又は名称		電話番号			5	バラ ドラム缶		kg m3	個 台	
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (処分業者)											
連絡番号 ①	②		③			品目・名称	品目・名称	荷姿	数量	単位	
引渡し日	引渡し担当者						1	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
排出事業者	氏名又は名称		電話番号				2	袋 コンテナ		kg m3	個 台
排出事業場	名称		電話番号				3	バラ ドラム缶		kg m3	個 台
収集運搬業者	氏名又は名称		電話番号				4	袋 コンテナ		kg m3	個 台
処分事業場	氏名又は名称		電話番号			5	バラ ドラム缶		kg m3	個 台	

運搬車両における書類の携帯義務について (電子マニフェストを利用している場合)

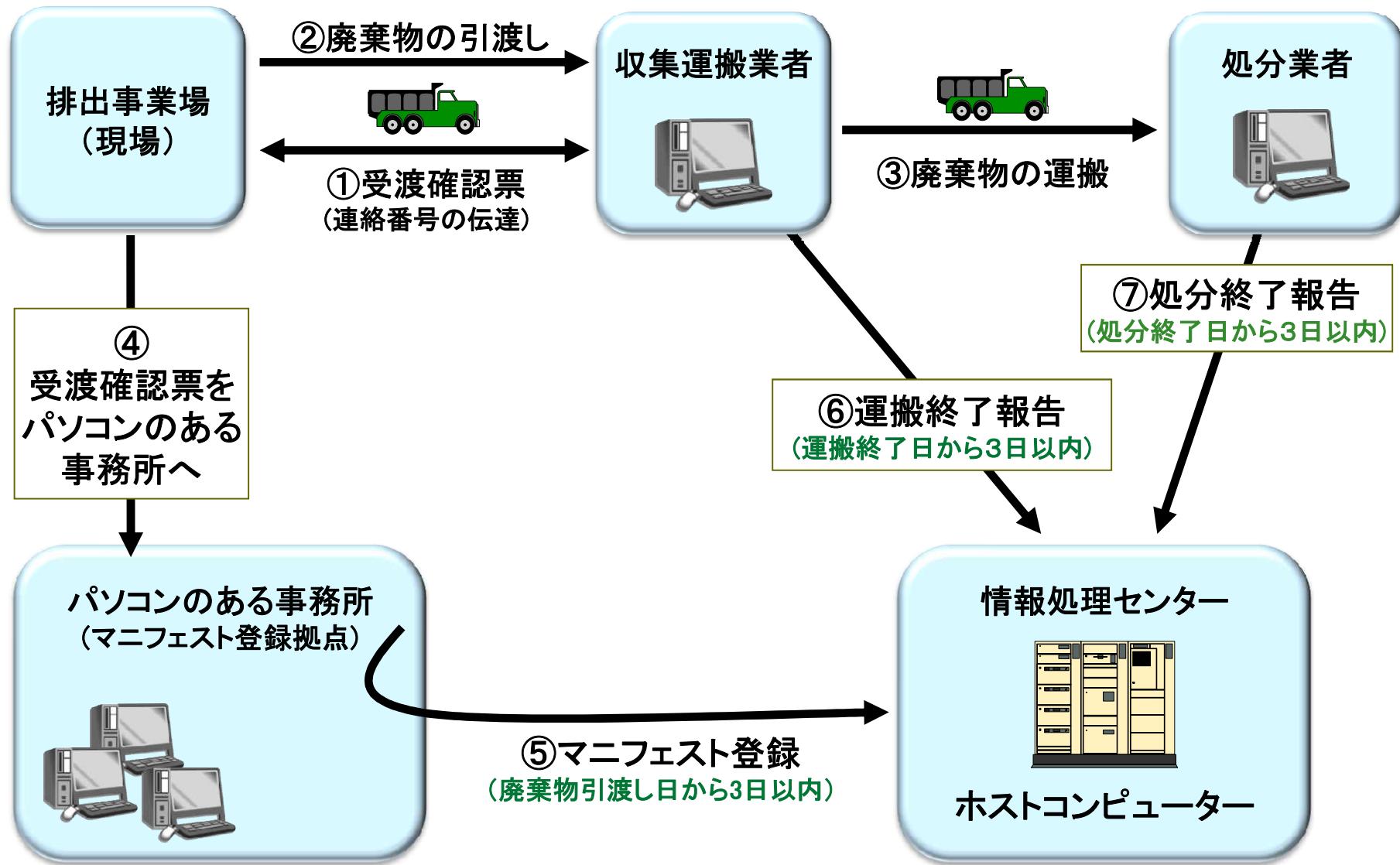
産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

- ①許可証(写し)
- ②電子マニフェスト加入証(写し)
- ③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

留意点

- 収集運搬業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。
- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- 上記③の事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

事例1 受渡確認票を利用しマニフェスト登録する運用



普及に向けた課題

- ① 排出事業者、運搬業者、処分業者の三者が加入していないと利用できない。
 - ⇒ 運搬業者・処理業者が利用していないと使えない。
 - ⇒ 零細な運搬業者がパソコンを持っていない。

- ② 電子マニフェストを知るきっかけがなかった。
 - ⇒ 知る機会、情報の不足。

- ③ 排出事業者の「マニフェスト」に対する意識が低い
 - ⇒ 紙マニフェストを処理業者が作成し、排出事業者はサインするだけ。
 - ⇒ 電子マニフェストは排出事業者がマニフェストを作ることが必要。

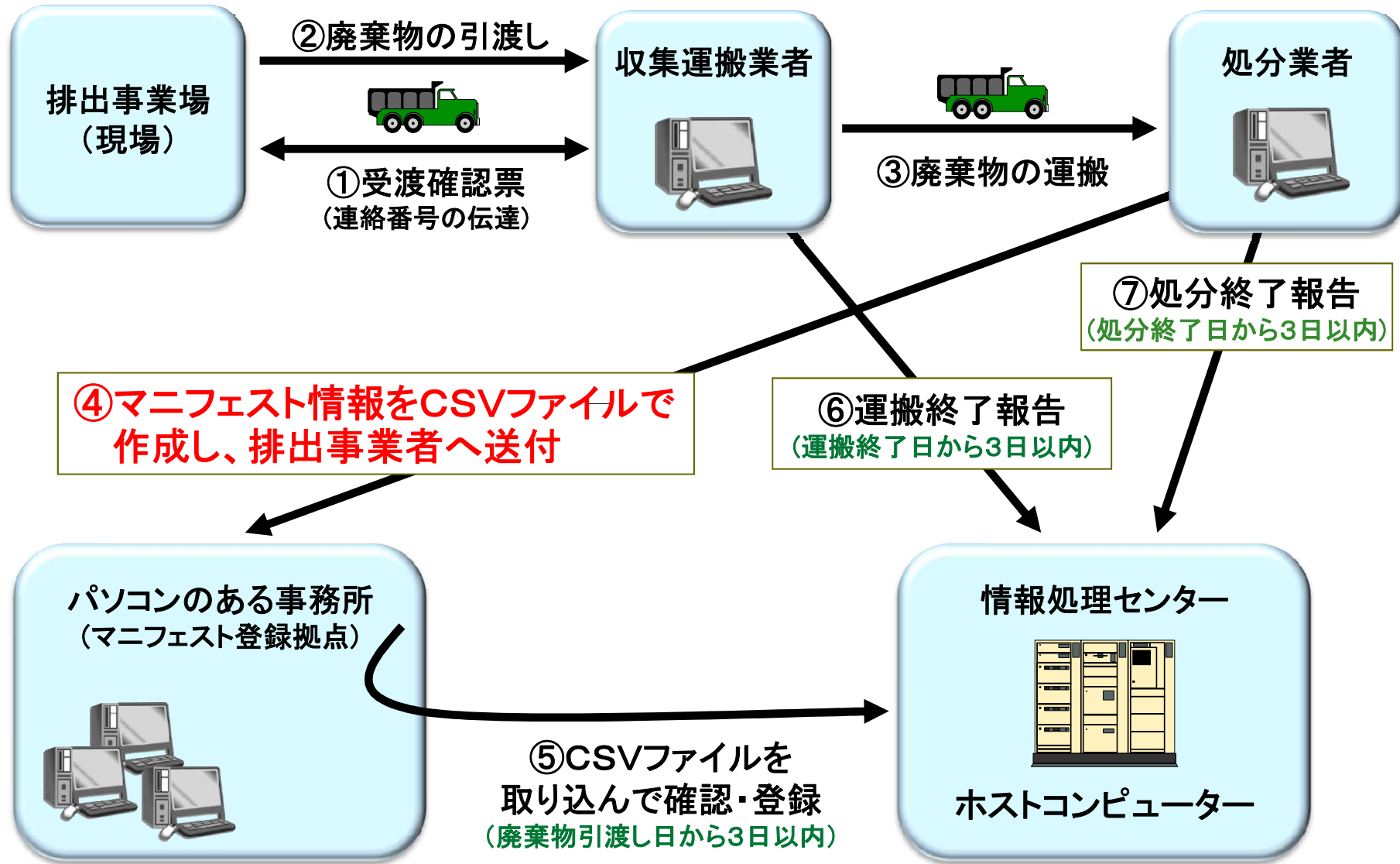
課題解決に向けた対策

- ① 排出事業者、運搬業者、処分業者の三者が加入していないと利用できない。
 - ⇒産業廃棄物協会等と連携し、処理業界に向けた広報の実施
 - ⇒優良産廃処理業者の選択(優良認定の要件に電子マニフェスト)
 - ⇒システムを使いやすく改良(スマホでも利用可能に)

- ② 電子マニフェストを知るきっかけがなかった。
 - ⇒HPや資料の充実や展示会への出展。
 - ⇒自治体、産業廃棄物協会と協力し、年間200回以上の説明会、導入相談会、操作体験セミナーを全国各地で開催。

- ③ 排出事業者の「マニフェスト」に対する意識が低い。
 - ⇒処理業者側のサービス拡大の動き。

事例2 CSVファイルを活用した運用



加入手続き

加入手続き

JWNETホームページから簡単に加入申し込みをしていただくことができます。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

JWNET Japan Waste Network 廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト

文字サイズ Google カスタム検索

ホーム 電子マニフェストとは 料金・お支払い 導入までの流れ 加入申し込み

廃棄物処理法に基づく 電子マニフェスト

「電子マニフェスト」の導入により、「事務処理の効率化」をねがうことができるとともに「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

JWNET仮申込

仮申込

仮申込完了後、IDとパスワードが発行されます。登録済みの方はこちらからログインして下さい。

仮申込手順

> >

お客様情報の入力

赤字の項目は、必ずご入力下さい。

事務担当者情報

氏名	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>
	セイ	<input type="text"/>	メイ	<input type="text"/>

メールアドレス
確認のため、もう一度入力してください

個人情報保護方針について

記入された個人情報は、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター個人情報保護方針」に従い、適切に管理致します。詳細は[こちら](#)へ。

手続き完了後、最短で1営業日後から利用できるようになります。